

令和7年度世田谷区公契約適正化委員会労働報酬専門部会（第2回） 会議録

1. 会議名称 令和7年度世田谷区公契約適正化委員会労働報酬専門部会（第2回）

2. 担当課名 財務部経理課

3. 開催日時 令和7年10月28日（火）午後2時48分～午後3時43分

4. 開催場所 区役所第2庁舎4階大会議室A

5. 出席者

・委員

永山部会長、小部副部会長、河原委員、児玉委員、望月委員、新井委員

・関係人

中川委員、中村委員、竹内委員

・事務局

中村副区長

田村財務部長、谷澤経理課長、契約係長 他

6. 会議の公開の可否 非公開

7. 会議を非公開とする理由

会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。

（世田谷区情報公開条例第7条第6号口）

8. 会議次第

○開会

1. 令和8年度の労働報酬下限額について

2. その他

○閉会

令和 7 年 10 月 28 日
世田谷区公契約適正化委員会
労働報酬専門部会（第 2 回）

午後 2 時 48 分開会

○部会長 令和 7 年度第 2 回労働報酬専門部会を開催させていただきます。公契約適正化委員会に続いての審議になりますが、御協力をよろしくお願ひいたします。

それではまず最初に、用意されている資料の説明を事務局からお願ひいたします。

【事務局 配布資料の確認】

○部会長

それでは、前回、幾つか議論の要点を申し上げましたけれども、今回、令和 8 年度の労働報酬下限額についての議論をさせていただきたいと思います。

この間、政府の経済政策の中心課題に、物価上昇率を上回る賃上げ率を実現しましょうという方針を掲げて、継続的に政労使合わせて、この実現に向けて話が進んでいるわけですけれども、なかなか物価上昇を上回る賃金の引上げという状態を実現するのが難しく、先般、厚生労働省から公表されました実質賃金の動きなどを見ましても、依然として実質賃金の下降状況が止まらないという状況になっております。しかし、最低賃金制の目安賃金、あるいは、公共工事設計労務単価や業務委託に関する基準単価の引上げが例年になく高いテンポで続いております。

そういう状況で、前回の部会でも○○委員や○○委員からそれぞれ新しい提案も出されております。○○委員からは、結論的に申しますと、業務委託に関する基準は 1600 円程度を実現したらどうかという要望が出されておりますし、○○委員からは、特に雇用確保のために、これまでずっと据え置かれてきている建築の中の見習いという若い労働者をいかに確保するかという観点から、少し改善をしたらどうかということで、軽作業員のレベルに引き上げて、70% を 85% に引き上げたらどうかという提案も出ております。見習い、手元という、熟練労働者に至らない方の扱いを、今後の担い手確保の観点から検討したらどうかという提案であります。

そういうことで、2 つの提案をいただきながらの議論が、本日の議論の焦点になります。

今回の議論を踏まえまして、通例ですと、11 月にこの部会としての次年度に向けての労働報酬下限額を幾らにするかという提案を区長宛てに報告する予定になっておりますので、今日の議論を踏まえて、部会としての最終的な結論を出したいと思っております。

若干、状況を説明いたしますと、資料 1 にございますように、まず、工事に関しまして、設計労務単価の引上げが継続的に進められております。

全国の動向が図に示されておりますように、全国平均で前年比 5.3% 増の 2

万4,852円ですが、このほかに社会保険料等を加えますと、40%増しぐらいになりますので、職種によっては4万円を超えるような単価になる状況になっております。そういうことで、建設業の場合、他産業との格差をなるべく縮めていくという努力が進められてきております。

技能労働者については、従来どおり85%の水準を維持するというのが前回の部会での提案でありましたが、2ページに見習い、手元等の未熟練者の引上げに関して、若干、資料がございます。事務局でつくっていただいたわけですが、未熟練者の下限額の引上げ率について、軽作業員比ごとの時間単価を示しています。従来の70%の場合の単価は1619円ですが、交通誘導員Bの下限額との差が比較されております。

令和7年度の場合だと、70%だと交通誘導員Bの下限額から251円マイナス、75%だと135円、80%だと20円、85%に達しますと1966円になります。交通誘導員Bよりも高くなるということなんですねけれども、一般の建設に関する見習い、手元の方から言いますと、交通誘導員Bと比較していいかどうかという議論はあると思うんですけども、軽作業員に近いものに引き上げていこうというものが議論の焦点です。

それから、工事以外のところに参りますと、こちらは現在のシステムですと、特別区人事委員会が決めている事務職高卒初任給の賃金との比較や、会計年度任用職員のレベルをターゲットとしているという2つの軸の中で、一定のガイドラインに沿った形で、逐次、改善していこうという狙いがあります。

それにつきましては、3ページの算定の方法から始まりまして、現在の特別区人事委員会の勧告の数字と、それから、4ページに東京都の最賃額及び都内の労働報酬下限額の他区も含めた状況の推移が出ております。

1500円を超えるかどうかということなんですねけれども、令和8年度の労働報酬下限額につきまして、業務委託では、1500円の水準を超えて、1600円ぐらいを考えるというところで、○○委員の提案がほぼ妥当する状況になっていると思います。

ちなみに、5ページ、この部会で目標額というガイドラインで定めているものを参考にいたしますと、月給分を全て下限額に反映した場合、令和12年度の2170円の目標に向かって、どういう段階で引き上げていくか。来年度、1690円という例がありますが、このケースですと引上げ額が230円ということで、これまでにない高い引上げ額になります。それから、下の5年で均等にした場合は、2170円に向かって、8年度は1610円と150円の引上げ額になるということで、2つのケースが検討材料として出されてきております。

これらを参考に、まず、議論の一つとして、工事のほうの金額の問題から進めたいと思いますが、その前に補足の資料、今回の厚生労働省の全国最賃に關

わる参考資料が幾つか詳細なものが出ておりますが、その中で注目しておかなければならぬことは、最賃の引上げ後の額がどのような波及効果を持つかというのを、影響率という言葉で最賃審議会に厚労省が提示しております。それによりますと、2024年度の都道府県別の最賃の影響率を算定しておりますと、東京都は5人以上の事業所に対する影響率がこれは波及効果が出る率なんですけれども、5.2%、それから、30人未満に限定しますと17.6%で、この2つの水準はいずれも全国最低で、東京都の場合は最賃引上げの影響率、つまり、波及を受ける雇用者の数が一番低い比率の地域になっているということで、影響率の低さが東京の最賃の特徴です。

それから、業種で申しますと、建設業は比較的影響率が少ない業種で4.0%、製造業が7.2%であるのに対して、6割ぐらいの低さになっているということです。一番影響を受けます宿泊・飲食サービス、生活関連サービスや娯楽業、この辺ですと、宿泊・飲食サービスは21%強の影響を受ける労働者がいる、それから、卸売・小売業ですと約14%ということですので、建設産業に与える影響は、ほかの業種に比べると最賃の影響率が低いという状況がうかがえます。もちろん規模別にいろいろ差がございますので、何とも言えないわけですけれども、いずれにしても、東京の場合には、最賃自体の影響率はそう高くないという状況です。

これらを踏まえて議論いただきたいと思います。

まず、建設労働者の方で特に問題になりますのは、見習い、手元のことなんですけれども、どういうふうに考えたらいいか御意見いただきたいと思いますが、提案者の○○委員から、重なるかもしれません、簡単に提案理由を御説明いただきたいと思います。

○委員 今年度、この間、ずっと固定していた未熟練工の下限額の基準を引き上げてはという提案を前回させていただいたんですが、その前提にあるのが、近年の人手不足、入職者不足というのは、建設業だけの問題ではなくて、全ての産業において、若い人がそもそもいない、働き手がいなくて、各業界が人を取り合っているという状況にあると思うんです。以前から建設業は若い人が入ってこなかつたんですが、建設業だけであれば、建設業の中だけで企業が争えばいいんですが、今、世の中全体の若い働き手がいない状況でいくと、早い段階で建設業界に若い人たちを入れていかないと、この先、熟練工や技術を持った人たちを育てていく、そもそもその土台というか、環境にいかないという状況になっています。

どこの産業も躍起になって、若い人たち、特に20代、30代の人たちの賃金とか労働条件を改善していく状況にあるんだと思うんです。今まで世田谷区の労働報酬下限額も、未熟練工であれば軽作業員、現場作業員の中では一番低い単

価のさらに70%まで落として、誰でも大丈夫だろうという水準に置いてきたんですが、これをこのままずっとやっていくと、そういうままなので、少なくとも現場作業員の中で一番低い軽作業員の下限額85%に合わせるべきではないかという提案をさせていただきました。

では、どういう人たちが軽作業員に入るかというと、現場の中の草むしりや掃除や、ほかの職種の補佐的なものが軽作業員に当たりますというカテゴリーになっていまして、そもそもが未熟練工を想定したカテゴリーになっているんです。なので、さらに70%まで下げていくと、未熟練工であれば賃金が低くてもいいよという状態が継続することは、ここで一歩変えたほうがいいのかなと思っています。

一方で、事務局のほうで御用意いただいたように、引上げをする必要はある。ただ、75%で5%だけだと、上げ幅が少ないと。3ページに出てるる公務員の方の高卒初任給、いわゆる未熟練工の入ったばかりの方の賃金は、令和5年以降、極端な右上がりです。これは別に公務員の方に限らず、民間もこういう状況になっています。それに比べて、未熟練工の労働報酬下限額は70から75%というのが果たして適当なのかと。

その足を引っ張っているのが、交通誘導員Bの下限額を超えてしまうじゃないかというためにつくっていただいたんですけども、そもそも交通誘導員Bとはどういうカテゴリーかというと、国家資格、検定の1級、2級を持っている方は交通誘導員Aですよ、それを持たない、ほかの交通誘導員はBですよと。こういう言い方は失礼になってしまふんですけども、よく工事現場とかでガードマンさんがいらっしゃるんですけども、そんなに車通りのないところで誘導の棒を持って立っていらっしゃる高齢の方たちも多くいらっしゃると思うんですが、どちらかというと、そういう方たちが交通誘導員Bに当てはまると思うんです。その方たちの下限額と、これから建設業に入ってくる未熟練工の方をてんびんで、それ以上上げないようにしてしまうというのが果たしていいのかという気持ちがあります。

これでいくと、軽作業員の80%だと、ぎりぎりそれは超えませんよという表をつくっていただいているんだとは思うんですけども、せめて80%、できれば85%、少なくとも現場作業員の中での未熟練工というカテゴリーでは、そこまで引き上げてもいいのではないかと考えています。

以上です。

○部会長 ありがとうございました。

補足させていただきますと、この間、11年目に入っている公契約条例の労働報酬下限額ですけれども、確かにこの三、四年、急速に若年初任給の賃金が上がっているのに比べますと、建設業における見習い、手元の人たちに対しては、

それに立ち後ってきたという感じは否めないと思います。先ほど指摘されておりましたように、公務員給与の初任給の引上げも若い人を中心に上げられてきているのに比べてみると、これまで工事現場における見習い、手元の人たちが遅れてきたという事実は確認していただけます。そういう意味で、何らかの改善が必要だとなっているのが事実経過だと思いますので、この辺はひとつ御了承いただけのではないかと思いますが、これにつきまして、○○委員はどのような感想を持っておられますでしょうか。見習い、手元の人たちの労働報酬下限額を軽作業員の70%から80%ないしは85%に上げるという提案についてです。

実際に現場で見習い、手元の人たちの作業が具体的にどのぐらいの役割を果たしているのかにも関わると思いますので、建設現場の状況、あるいは、土木工事の現場を踏まえて、雇用の確保という観点や、将来の熟練者をどう確保するかという点で言うと、立ち後れの回復が必要じゃないかという意見だと思いますが、雇う側としてどういうふうな感想を持っておられるか、意見をいただければ幸いなんですが。

○○委員、今の提案についていかがでしょうか。

○委員 今の○○委員のお話を聞いて、希望、給与、休日ということで、若い子たちに与えていかないと入職者が減るというか、全くいなくなるというのは、今、肌身で感じていまして、弊社もずっと求人を出させてもらっているんですけども、本当に集まらないというのが現状です。こういう中で上げていく必要があるのかなというのは本当に感じています。

ただ、原資をどこに持っていくかという話なので、できれば先ほどの設計価格に近いほうがいいなという話になってくるんですけども、よろしくお願ひします。賛成です。

○部会長 ○○委員はいかがでしょうか。

○委員 うちの会社は運送会社なんですけれども、職場の平均年齢が、20年ぐらい前だと、まだぎりぎり30代から40代ぐらいでしたけれども、今は40代後半になってきました。そういうことを考えてみると、労働人口が減っているんでしょうけれども、今、若い人たちが、結局、職種を選べちゃう時代なんですね。そういったところにいかに吸収させられるかということを考えますと、当然、賃金もそうなんでしょうけれども、条件を上げていかないと、なかなか人手不足の解消にはつながらないんじゃないのかなと思っています。

先ほどの○○委員の経営側の立場からすると、原資とかそういう問題もあるんでしようけれども、やっぱり若い人が集まらないと思うんですね。僕は賛成だと思います。

以上です。

○事務局 事務局から補足をさせてもらってよろしいでしょうか。前回、○○委員から85%と御提案、御意見をいただきましたが、ちょっと懸念といいますか、考えがあって、資料1の1(2)②で事務局のほうであえて75%とさせていただきました。

3点ほどありますて、まず1つが、これは○○委員もおっしゃっていましたけれども、見習い、手元の単価を軽作業員の85%としますと、当然ながら、交通誘導員Bと逆転するということで、1966円になって逆転してしまうところと、交通誘導員Bの見習い、手元が、今度、熟練になると、逆に単価が1870円に下がってしまうということが出てきてしまいます。

2点目は、当然ながら、1966円ということで、熟練と見習いで軽作業員の間で差がなくなってしまうところです。

3点目については、年金等受給による賃金調整労働者の単価についても引き上げることになってしまふところがあったので、70から85%まで、5%刻みで参考に書きました。80%までは、6年度、7年度と比較して、確かにいけそうなところなんですが、80%も場合によっては逆転する可能性もあるだろうということで、75%が妥当じゃないかということで設定をさせてもらったところでございますので、その辺を踏まえて御議論いただければと思っております。

以上でございます。

○部会長 ありがとうございました。

副部会長の御意見はいかがでしょうか。

○副部会長 今ずっと伺っていて、若手労働者自体が全産業的に減っている中で、取り合いというか、そういう状況になっている。さらに、日本人だけじゃ済まなくなっているという。今いろいろ外国人で問題になっている中ですけれども、実質的にはそういうふうになっている中で、世田谷区の建設現場で働く若い方々に元気よく働いてもらうには、それにふさわしいものが出さないと来なくなっているというのは、あらゆるところではっきりしているわけです。

私は交通誘導員Bとの比較の問題がよく分からんんですけども、あまりこだわらずに、軽作業員自体がそんなたくさん取る人じゃないので、早く一人前になってねというつもりもあって、取りあえず85%ぐらいで思い切ってやってみたらどうかなと。

というのは、日本の賃金は30年間ほぼ上がらなかつたと。実質賃金になると、去年より今年は下がつているんです。そういう意味では、額面が高くなるということは、それをお支払いになるほうは大変だらうと思いますけれども、30年分の賃上げをこの二、三年でやろうとしても、それはできっこないんだけれども、そんな感じで動いている中ですので、上げどきというのがあって、今年上げないと上げにくいかなど。

委託のほうは毎年上がっていますから、変な言い方ですけれども、人事委員会勧告があって、建設のほうはなかなか上がっていない中で、思い切って85%まで上げる。だからといって、そんなに高いわけでもないので。高卒初任給と比べると安いんです。ただ、早く到達していますけれども、来年上がるとは限らないわけで、そういう意味では、上げられるときに思い切って上げて、逆に言うと、今まで議論してこなかったというところもあるので、85%でどうでしょうかと私は思います。

○部会長 ありがとうございます。

○○委員、いかがでしょうか。

○部会長 職種が違うと比較が難しいところが出てくると思うんですけども、ひとまず建設の中で言うと、軽作業員が一番見習いの方の作業に近いとみなしますと、今までのものから言うと、一番遅れたままになってきた。ほかの業種ですと、初任給がどんどん上がった形で底上げされてきた

○委員 交通誘導員も公共工事の設計労務単価上もAとBに分けていまして、交通誘導員でも、いわゆる検定を受けている人と、全くそれがない人で積算単価も変わっているので、僕は現場の細かいルールまでは分からんんですけども、例えば土木で道路を止めたりするときに、3人、4人来るうち、検定を受けている人が1人いて、それを補佐する残りの2人がいらっしゃる。その場合には、検定を持っている方と持っていない方で、当然、警備会社さんの中でも賃金は違うと思うんです。これは現場の補佐的な立場で、軽作業員で未熟練工と言っているのと多分同じことで、未熟練工のさらに85%とか70%にしちゃうと、そもそも補佐的な業務になっているのに、そうじゃない人と一緒に考えなきゃいけなくなってしまうというか。

警備員が1つのカテゴリーで交通誘導員となっているのであれば、当然、その中に皆さん入るんですけども、あえてそこはAとBで分けているというのがあるんだと思うんです。

○委員 幾ら何年やってもそうなっていたのでは、なかなか成り手がいない。逆に少なくなってくるから、市場はかなり厳しいです。今は仕事を頼むのに、雨や中止ばかりやってますので、変な話、警備員が集まらないと仕事ができないというのがあります請負でやっていれば、6人で行くところに5人で行ったりするけれども、警備員は、今日は5人だけれども、明日は8人というわけにはいかないわけです。その辺の違いがあるから、逆にそういう難しさはあります。

○部会長 職種が違うので、なかなか比較が難しいと思うんですけども、業種が違うけれども、○○委員、見習いの若い人の確保という観点で出されている課題なんですが、それについてどう感じておられますでしょうか。

○委員 まず1つは、いわゆる時間単価についてなんですけれども、時間単価、最低賃金をそれ以上確保しようということで、例えば若者とか中途で仕事を変える人たちはたくさんいるわけです。その中で、業種が違うところに行く場合は、基本的には、皆さん、年齢関係なく、見習い、手元からスタートするわけです。

会社によって時間単価、給料をどういうふうに見ているかですよね。働く人は必ず最低賃金を見ます。交通費が出るか、出ないか。交通費が出るところに行きます。あと、いろんな賞与とか特別手当がもらえるかどうか、有給とか、いろんな条件を兼ね備えて選んでいくわけです。

その中で重大なのは賃金に関わってくるんですけれども、最近、若者もそうなんですけれども、中途のいろんな人も来ますけれども、賃金だけじゃない部分をやっぱりしっかり見てています。福利厚生もそうですし、社内の社風とか、自分にとって働きやすい、気持ちよく働くかどうか。あとは、働く仕事の種類です。自分に合っているかどうか。体を動かす仕事は、自分に体力がないとまずいわけです。いろんな資格を持っていれば、それを生かせるものを探すわけです。

会社としては最低賃金、あくまでも1日働いた、あるいは、1時間働いた労働に対する単価であって、そのほかに何が附属するか。交通費が出るとか、別の手当とか、いわゆる社会保険とか、そういうのをきっちりやりますよという条件もしっかり整えているかどうかというところを見ていると思います。

実際に全体的に日本の労働人口の絶対数は減っているわけです。若者だけではなくて、中途の人たちも、仕事は探せば結構あるんですけれども、先ほど言ったように、賃金と自分の体力と知識と資格の問題とか、会社の社風に合うとか、通勤時間とか、マッチするところでなかなか決まらないという。単に賃金が低いから決まらないというだけではない。もちろん上げていかなきゃいけないなと思います。

実際に今、交通誘導員の話が出ましたけれども、仕事柄、いろいろとお頼みするんですけども、その金額でいいんですかというくらい、結構安いんじゃないかなと私は思います。

交通誘導員は直接現場に行くわけです。その交通費を会社が払っているか、払っていないかは、こちらは分かりませんけれども、そういったところも含めて考えなきゃいけないのかなと。でも、賃金は上げていかなきゃいけない。やっぱり皆さん、生活をしていますので、どうしても生活できるかどうかということで賃金を見ているはずです。

○部会長 ○○委員、どうでしょうか。

○委員 見習いの未熟練労働者の賃金をどうするかということを考えると、こ

こ数年の賃金の上がりから置いていかれているのが彼らじゃないかなと思いま
すので、そういう部分では、多少、厚めに上げてもよろしいんじゃないかなと思
います。

○部会長 ありがとうございました。

時間も大分迫っていますので、この議論はひとまず改善の方向でまとめてい
きたいと思いますが、いかがでございましょうか。そのレベルをどこにするか
は、また事務局とも詰めまして、その考え方を整理していきたいと思います。
あとでまとめの案をお配りして、御意見をいただくという形にしたいと思いま
すが、それでよろしいでしょうか。

○部会長 それでは、もう一つ課題がありますのは、業務委託に関するほうの
労働報酬下限額の設定ですが、5ページで示されておりますように、今のとこ
ろ、この2案が考えられてきているわけですけれども、これについての御意見
をいただきたいと思いますが、○○委員、いかがでしょうか。

○委員 前回の要望が1600円以上となりました。80円というのは結構差が大き
いんですよね。下の案だと、150円、140円と上がっていきますよという部分で
は、上がり方としては、来年度どうなるか分かりませんよね。そういうのも考
えると、安定した上がり方として見れば、下の案のほうがいいのかなという気
もするのと、上げられるときに上げようという考えでいくと上になるんでしょ
うけれども、急に上がると経営側も大変なんだろうと思っておりまして、下
の案のほうが無難かなと思っております。

○部会長 ありがとうございます。

○○委員、業務委託に関して、いかがでしょうか。

○委員 もともと○○委員からも1600円以上という。そこは両方ともクリアし
ているんですけども、実際、1690円まで上げたときに、事業者側が本当に払
える環境が整えられるのか。例えば区の事業をやられている中でも、給食とか
清掃関係は、どちらかというと給与水準がぎりぎりのところで、そう考えたと
きに、結構厳しい気もしますが、厳しいから上げないというのも変なんですけ
れども、逆に言うと、1610円と設定をしたときに、来年4月以降、求人募集を
かけられるのかどうか。でも、反対に、ほかもどんどん上げてくるのであれば、
頑張って世田谷区が先頭を走ってきたように、この1610円を何とか目標値に上
げてやるというのは、1つの大きな決断かなと。後押しさしたいなと。

○部会長 ありがとうございます。

これについて、○○委員、いかがでしょうか。

○委員 令和7年で1460円ですけれども、物価上昇率が3%弱で、ここでいき
ますと、中小企業はなかなか給与が物価の上昇率に追いついていないという実
態を考えてみると、230円の1690円でなくとも、1610円で上げるというのは大変

なことで、ある程度、物価上昇率がクリアしているのではないかなと思っておりますので、下のほうがよろしいのではないかと。

○部会長 副部会長、いかがでしょうか。

○副部会長 私も下のほうがいいんじゃないかなと思います。資料1の他区の状況を見ても、多分、1600円に行くのは世田谷だけだと思います。そういう意味では、1つは、これから来年、再来年を考えていくときに、言い方がおかしいですけれども、突出し過ぎないというのが大事だろうと。

150円も結構な額で、昔は40円上げるかどうかで議論していましたので、夢のようなことなんですけれども、この間の130円も初めてなんです。今度の150円も初めてなんです。そういう意味では、初めてでトップを走ってきたけれども、1610円でも十分じゃないかなという気がします。

大事なことは、使用者側の御納得というのがあると思うんです。賃上げするにしても、私は12%の賃上げとか、10%を超える賃上げはあまり労働者と相談したことがないんです。政府のほうは、税金でと言うと怒られちゃうんだけれども、支払い能力があるだろうから、10%以上の賃上げを平気でとは言いませんけれども、人事院勧告や何かで必要があってやるんでしょうねけれども、今まで私は何十年とやっていますが、民間で自ら10%を超える提案はなかなかないんですね。

そういう意味では、1610円で決して少ないなんて私はちっとも思っていないんです。今年1610円をやっていただきて、来年からまた頑張っていただくということで、労使関係の安定というのが大事だと思いますので、先ほど、ある委員の方が原資はどうするんだという話は、もっともな話なんです。世田谷区に原資がないんじゃなくて、世田谷区と提携している会社のことなんですけれども、1500円を超えて、1610円になるということは、日本のこういう価格で初めてじゃないかなと思うんです。1600円台の時給を公契約で上げているところは初めてじゃないかなと思いますので、それで目立たないわけにはいかないんですけども、中頃ということで。

私は少し自重と言うとおかしいんですけども、来年以降どうなるかというのは、それぞれ来年、またいろんな動向があって、議論すればいいので、必ず140円上げなきゃいけないとか、そういうふうに考えるべきではないだろうと。もちろん目標は決まっていますけれども、今、極端な言い方をすると、若手を中心の施策は仕方ないとは思うけれども、それでいいのかなという思いは半分あるわけで、そういう中で、我々も毎年考えていくと。機械的にしないということを前提にしながら、今年は1610円で十分じゃないだろうかと思います。

以上です。

○部会長 ありがとうございました。

今日の御意見をいただきて、大体、下の線でまとめていきたいと思っております。これについても、案をつくって、事務局と協議してお伝えするようにしたいと思います。

○部会長 それでは、第2回目の労働報酬専門部会はこれで議論を終わりたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

午後3時43分閉会